

～中学校新 1 年生の児童の保護者のみなさまへ～

# 入学準備金（就学援助制度）のお知らせ

『就学援助制度』とは、経済的な理由によって就学困難な児童生徒に就学援助費として給食費や学用品費等の経費の一部について援助を行う制度です。

鳴門市では、平成 30 年度から就学援助費のうち、入学に必要な通学靴や制服等の経費『新入学用品費』を『入学準備金』として、入学前に支給します。

援助を希望される場合は、次の説明をよく読み、申請書等をご提出下さい。

## 1 支給の対象者となる方

以下の要件全てに該当する方が対象です

◆生活保護に準ずる程度に経済的に困窮している方で、平成 30 年度の就学援助認定基準に該当する方

◆平成 31 年 4 月に学校へ入学されるお子様の保護者

◆平成 31 年 2 月 1 日時点で鳴門市在住の方

◆提出期限までに申請書・必要書類を提出された方

※次に該当する場合は、入学準備金支給の対象となりませんので、ご注意ください

- ・平成 31 年 3 月末までに市外へ転出する予定の場合
- ・生活保護の方（生活保護より支給がありますので、詳しくは保護担当へご確認ください）
- ・平成 30 年度就学援助費の認定を却下された方
- ・平成 30 年度特別支援教育就学奨励費を受給中の方

### （就学援助認定基準）

鳴門市の就学援助は、世帯ごとに生活保護基準と比較するため需要額を計算し、世帯全員の所得額が生活保護基準と相当の需要額の 1.2 倍未満の場合に認定となります。

単身赴任の場合や、世帯が別であっても、同一建物に居住している場合は、世帯員とみなします。

認定所得限度額の目安 （例）父 35 歳、母 30 歳、子 7 歳、子 5 歳

**4人世帯の需要額（所得額：例）** 年額 2,074,836 円 × 1.2 = 2,489,803 円

上記の金額はあくまで目安であり、世帯員数・年齢構成や、家賃の支払いの有無などによって異なります。

## 2 提出書類と申請方法

### 1. 提出書類

平成 30 年度就学援助費を受給中の方

- 入学準備金支給申請書

平成 30 年度就学援助費を申請していない場合

- 入学準備金支給申請書
- 平成 30 年度就学援助費申請書及び添付書類

### 2. 提出先

- ①〒772-0003 鳴門市撫養町南浜字東浜 31-36  
鳴門市教育委員会 学校教育課 就学援助担当
- ②通学している小学校

## 3 受付期間

平成 30 年 12 月 3 日（月）～ 平成 31 年 1 月 31 日（木）

申請書は、平成 30 年 12 月 3 日から鳴門市教育委員会学校教育課にて配布します。また、鳴門市公式ウェブサイトから申請書をダウンロードしてお使いいただけます。

通学している小学校でもお渡しできます。

## 4 支給金額と支給方法

【支給金額】中学校入学予定者 1 人につき 47,400 円

【支給方法】申請書記載の個人口座へ支給 【支給時期】平成 31 年 3 月 1 日（金）※予定

## 5 注意事項

- ①入学準備金支給が認定となった場合でも、他の費目（給食費や学用品費等）の援助を受ける場合は、改めて新年度（平成 31 年度）の就学援助申請が必要です。
- ②入学準備金を受給した場合は、新年度（平成 31 年度）の就学援助申請書を提出し、認定となった場合でも、『新入学用品費』の支給はありません。
- ③入学準備金を受給後、市外へ転出することになった場合でも返還は求めませんが、転出先の市町村へ、本市で入学準備金の支給を行った旨を通知します。
- ④入学準備金支給に認定ならなかった場合でも、新年度（平成 31 年度）の就学援助申請書を提出し、4 月から認定となれば、7 月中旬に『新入学用品費』として、他の費目と合わせて支給します。

<問い合わせ先>

〒772-0003

鳴門市撫養町南浜字東浜 31-36

鳴門市教育委員会 学校教育課 就学援助担当 Tel 686-8802